(仮称) 栗東はつらつ100歳条例(案) 逐条解説

前文

日本は、世界に例のない速さで超高齢社会となり、さらに少子化現象も相まって、いよいよ人口減少社会に突入しました。

そのような中、日本人の平均寿命は着実に延び、多くの日本人が100歳を超える「人生100年時代」が到来しています。

これまで「余生」と考えられてきた「老い」の時間が大きく伸びてきている 現在は、「老い」は「もう一つの人生」として捉えられるべき長寿社会となって います。

この長寿社会においては、協調、ゆとり、心の豊かさが求められています。 栗東市は、このような人生100年という長い一生を生きる時代を迎えた今、 高齢者が健康寿命を延ばし、社会の一員として地域に貢献し、生きがいを持っ て「もう一つの人生」を歩んでいける地域社会を目指し、この条例を制定しま す。

【趣旨】

前文は、この条例を制定するに至った背景や経過、この条例への思いを述べたもので、栗東市議会の決意を表明しています。

【解説】

日本は世界的に歴史上まれにみる速さで高齢化が進展しています。そしてこのことは滋賀県内においてもほとんどの市町は例外ではありませんが、栗東市においては県内で高齢化率が最低の状況(18.9%、令和2年7月1日現在)であり、最も高い高島市(36.9%)と比較すると約半分となっています。

しかし、今後は若い都市である本市においても急速に高齢化が進行するのは確実であり、今の段階から高齢者が健康で寿命を延ばし、地域の中で活躍し貢献し続けることは、仕事のリタイア後のいわゆる「もう一つの人生」をいきと暮らしていけるまちづくりに取り組むことにつながり、非常に意義深いものと考えます。

長寿社会においては、競争から協調へ、効率性からゆとりへ、物質的な豊かさから心の豊かさへと重点が変わっていきます。

そして、年齢の大きな区切りである100歳まで生きることが珍しくない昨今、100歳は到達点ではなくさらに超えて健康で地域社会に関り暮らしていけるように目指すこと。これを「人生100年時代」としています。

(目的)

第1条 この条例は、「人生100年時代」にあって、栗東市において多くの高齢者が、健康ではつらつと地域社会の一員として活躍することにより人生をより豊かなものとするため、健康長寿のまちづくりを進めることを目的とします。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を定めたものです。

【解説】

前文を受けて本市において高齢者が健康寿命を延ばし、はつらつと地域社会 (就労、自治会、サロン、ボランティア、趣味のサークルなど)において活躍 することは、高齢者本人だけではなく、周囲の人も元気になります。

また、次条の定義で定めるそれぞれにおいて、このような地域社会づくりに 積極的に関与することを求め、市民と行政が協働してまちづくりを進めるもの です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市 市長、教育委員会その他市の執行機関をいいます。
- (2) 市民 市内に居住若しくは滞在し、又は通勤・通学する者をいいます。
- (3) 高齢者 市内に居住する概ね年齢満65歳以上の者をいいます。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 団体 市内で公益的な活動をする団体及びコミュニティ団体をいいます。

【趣旨】

本条は、この条例で使用する用語を定めたものです。

【解説】

- ・「市」は、栗東市の市長部局他行政委員会等すべての執行機関を含みます。
- ・「市民」は、在住者だけではなく、本市へ通勤通学する者も含まれます。 事業者も含まれる場合もありますが、この条例では別に定義します。
- ・「高齢者」は、市民の一部ではありますが、この条例では高齢者に特化した 記載の部分もありますので、別に定義します。
- ・高齢者を「概ね年齢満65歳以上」としている理由は、人口構成の「高齢化率」は総人口に占める65歳以上人口の割合を表す数値であること。社会保障や雇用の社会制度においては、老齢年金の支給開始年齢は65歳であり、定年後の継続雇用が求められる年齢も等しく65歳までとなっていることからです。

- ・「事業者」は、市内に事業所、営業所、その他の施設がある企業・個人事業 者など事業活動を行っている人や団体とします。
- ・「団体」は、公益的な活動をする団体として、営利を目的とせず公益目的を持って自主的に活動している NPO 法人やボランティア団体とします。また、コミュニティ団体として自治会、地域振興協議会、地域団体 (PTA、子ども会など) とします。

(基本理念)

第3条 この条例は、市民、事業者、団体及び市が、長寿社会においてそれぞれの立場でその責務を果たすとともに、相互に世代を越えて連携・協力し、「人生100年時代」のまちづくりに協働して取り組み、高齢者が自他ともに輝くことを基本理念とします。

【趣旨】

本条は、この条例の基本理念について説明し、理念条例としての位置付けと しています。

【解説】

市民、事業者、団体及び市が次条以下のそれぞれの責務を認識し、その役割を果たすこと。そして、お互いに連携や協力をしながら、協働してまちづくりに取り組むことにより、高齢者自身のみならず周辺の者も充実した生活を送ることができます。

(市の責務)

第4条 市は、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、地域活動の参加、就労 その他高齢者が地域社会の主体となって活躍するために必要な学習機会の提 供、健康増進、コミュニティ活動、就労支援等の施策を総合的かつ的確に行い ます。

2 市は、前項の施策を推進するうえで、市民、事業者及び団体が行う事業に対し、積極的に支援します。

【趣旨】

本条は、市は責務として様々な高齢者向け事業を実施することにしています。 【解説】

市が各部局で実施する高齢者を対象とした事業を例示しています。実施事業 については、市において評価検証するシステムがありますので、その中で当該 条項に対しての寄与も評価します。 また、市民、事業者及び団体が行うこれらの関連事業に対して、市は可能な限り積極的な支援を行います。

(市民及び高齢者の責務)

第5条 市民は、少子高齢社会や人口減少社会にあって、「人生100年時代」 は自らの課題であることを自覚し、この条例の目的を達成するための市の事業、 地域活動等に積極的な参加と協力に努めるものとします。

2 高齢者は、長寿社会にあって、老いには備えが必要であり、一人ひとりが自助努力をもって学ぶこと、実践すること、そして継続することに努めるものとします。

【趣旨】

本条において、市民は様々な高齢者向け事業への参加と協力に努めることと しています。また、高齢者が健康で長寿であるため特に自覚すべきことを掲げ ています。

【解説】

市民は、市が実施する高齢者向けの事業への協力や各年代において可能な関わりを行い、また、地域において様々な活動へ参加することにより人生100年におけるそれぞれの課題を認識するものです。

また、特に高齢者においては老いには備えが重要であり、健康づくりは一人 ひとりの「自己責任と自助努力」により、学び、実践し、そして継続すること がカギとなります。

(事業者及び団体の責務)

第6条 事業者及び団体は、この条例の理念を理解し、市の事業や地域活動に協力するとともに、それぞれの役割に応じ、自らが主体となって高齢者がいきいきと活躍できる場の提供に努めるものとします。

【趣旨】

本条は、事業者及び団体のそれぞれの役割に応じた責務を掲げています。

【解説】

事業者及び団体は、市の事業や地域活動に対して協力をすること。また、それぞれの活動において、高齢者が活躍できる場を提供するように掲げています。

(雑則)

第7条 市民、事業者、団体、市及び市議会は、この条例を最大限尊重するとともに、市及び市議会は、他の条例、規則等の制定、改廃にあたっては、この条例との整合を十分に図るよう努めます。

【趣旨】

本条は、それぞれの立場でこの条例を尊重すること、市と市議会はこの条例 をふまえた例規等の対応を実施すべきことを規定しています。

【解説】

この条例は、いわゆる理念条例であり、個別事業を規定しているものではなく、市民、事業者、団体は、それぞれの立場でこの条例を尊重することを定めています。

また、市と市議会は、この条例の理念を受けて、他の例規等の制定、改廃時には十分留意するものです。

なお、この条例に基づく事業が計画的かつ効果的に実施されるように、評価 検証することについては、要綱等により規定していきます。